

改 正 案	現 行
（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等） 第七条の二 受注者は 、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。）の相手方としてはない。 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出の義務 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務 2・3 （略）	（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等） 第七条の二 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が三千万円（工事が建築一式工事の場合は四千五百万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。）の相手方としてはない。 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による届出の義務 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による届出の義務 三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による届出の義務 2・3 （略）